市町村(組合)教育委員会教育長 殿

岡山県教育庁保健体育課長 (公印省略)

学校臨時休業対策費補助金交付要綱一部改正について(周知)

平素から、学校給食の円滑な実施につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。 このことについて、文部科学省から令和2年7月14日付けで連絡がありました。また、 交付要綱の改正に伴い、Q&Aも更新されておりますので、お知らせします。

なお、交付要綱の主な改正点については下記のとおりです。交付要綱の様式については、変更はありません。

記

1 主な改正点

「衛生管理改善事業」の「設備等の購入に必要な経費」について、地方公共団体からの要望等を踏まえ、新規に購入する場合も補助対象とした。

【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課 健康·安全教育班

指導主事(主幹) 鈴木 美穂

電話: 086-226-7591

学校臨時休業対策費補助金交付要綱

令和2年3月10日 文部科学大臣裁定 令和2年7月14日 一 部 改 正

(通 則)

第1条 学校臨時休業対策費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号。以下「適正化法施行令」という。)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として全国学校給食会連合会(以下「連合会」という。)が行う、以下の事業毎に記載した内容を目的とする。
 - ① 学校給食費返還等事業

学校の設置者が学校の臨時休業(令和2年3月2日から春季休業の開始日の前日までの間における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業)(以下「臨時休業」という。)に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するための経費を支援する事業(以下「補助事業①」という。)に対して補助を行うことにより、保護者の負担軽減等に資すること。

② 衛生管理改善事業

学校の設置者が、令和元年度中に契約を行い、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者(パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む)(以下「学校給食調理業者」という。)に対し、地方公共団体が職員研修や設備等の購入に係る経費を支援する事業(以下「補助事業②」という。)に対して補助を行うことにより、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図ること。

(定義)

第3条 この要綱において、適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等とは連合会とし、適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等とは第4条第1項の規定により連合会から補助金の交付を受けた、補助事業①に関しては学校の設置者とし、補助事業②に関しては地方公共団体とする。

(交付の対象)

- 第4条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、連合会が補助事業を実施する ため、又は間接補助事業者等へ補助金を交付するために必要な経費のうち、補助 金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)につ いて、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の連合会が間接補助事業者等に対して行う交付の手続きは、連合会の会員である各都道府県の学校給食会又は学校給食・食育支援センター(以下「給食会等」という。)を通じて行うものとする。ただし、当該給食会等が原因となる補助金の交付の手続きは、連合会が自ら行うものとする。

- 3 補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額等は別記に 定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。
- 4 間接補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額等も前項と同様とする。ただし、事務費を除く。

(申請手続)

第5条 連合会は、この補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める期日までに、交付申請書(様式1)を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査 の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知 書(様式2)にその決定の内容を交付の申請をした連合会に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付すことができるものとする。
- 3 連合会は、補助金の交付を受けたときは、交付された補助金のうち第4条第1 項に規定する間接補助事業者等への補助金の交付に関する事業の額に相当する金 額を速やかに間接補助事業者等に交付しなければならない。
- 4 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として30日 以内に交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた連合会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 連合会は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、 一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に 付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をす ることができる。

(計画変更)

- 第9条 連合会は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変 更承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。た だし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変 更の場合はこの限りではない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決 定通知書(様式4)によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変 更し、又は条件を付すことができる。
- 4 第6条第4項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。
- 5 連合会は、補助金の交付決定後、間接補助事業者等より当該決定に係る補助金申請の取下げがあったときは、申請取下報告書(様式5)を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 6 連合会は、補助金の決定後、間接補助事業者等に対し当該交付の決定の全部又

は一部について取消しを行った場合及び当該取消しに係る部分に関し補助金の返還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、交付決定取消報告書(様式6)又は補助金返還報告書(様式7)を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 連合会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止) 承認申請書(様式8)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延の届出)

第11条 連合会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書(様式9)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第12条 連合会は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があった ときは、速やかに状況報告書(様式10-1)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。
- 3 連合会は、補助金の適正な執行を図るために必要があるときには、助成した事業の実施状況等について間接補助事業者等から報告を徴し、又は実地に調査するものとし、速やかに状況報告書(様式10-2)を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 連合会は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日までに、実績報告書(様式11)を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式12)により連合会に通知するものとする。
- 2 大臣は、連合会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ず るものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて 年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、 又は変更することができる。
 - (1) 連合会が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 連合会が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 連合会が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対す る補助金が交付されているときは、連合会に対し、当該補助金の全部又は一部の 返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の 返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの 期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる ものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項 の規定を準用する。

(補助金の支払)

- 第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 連合会は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書 (様式13)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならな い。

(財産の管理等)

- 第17条 連合会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、連合会が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見 込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。
- 3 大臣は、間接補助事業者等が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について連合会に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等(以下「処分制限財産」という。)、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。
- 2 連合会は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分 しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 3 連合会は、間接補助事業者等から財産処分の承認の申請を受けたときは、あら

かじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第19条 連合会は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助 事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければな らない。
- 2 連合会は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項 の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度 の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第20条 連合会は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における 計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(参考様式)を作成しておかな ければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第21条 連合会は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、本要綱第7条から第20条まで(第16条から18条までを除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第22条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に 定める。

附則(令和2年3月10日付け元文科初第1663号) この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

附則(令和2年7月14日付け2文科初第559号) この要綱は、令和2年7月14日から施行する。 別記
1 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

事業	補助事業者/間接 補助事業者等	補助対象経費	補 助 金 の 額
	全国学校給食会連 合会/学校の設置 者	新型コロナウイルス感染症対策に 係る国公私立の小学校、中学校、義 務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校及び夜間課程を 置く高等学校(中等教育学校の後期 課程を含む。)(以下「夜間定時制 高等学校」という。)の臨時休業に 伴う学校給食の中止により、本来保 護者が負担することとなる経費(学 校給食法第11条第2号に基づく経 費)を学校の設置者が負担した場合 における学校給食費等に相当する 経費。	・公立及び私立学校の場合は補助対象経費の4分の3の額とする。 (ただし、私立学校においては、 平成30年度学校給食実施状況等調査(文部科学省)による給食費 平均額の4分の3を上限とする。) ・国立学校の場合は10/10 ・算出された総額(設置者単位)に 千円未満の端数が生じた場合に は、これを切り捨てるものとする。
		【学校の設置者が経費】 臨時休業の期間に対する。 会費等に相期間に対する。 会費等に相期間に対する。 会会がでは、 会会ができる。 会会ができる。 会のででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでででででする。 ののででは、 ののでででする。 ののででは、 ののででででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででは、 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 のののででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででででででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででででででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででででででででです。 ののででででででででででです。 ののでででででででででで	
補助事業② 衛生管理改善事業	全国学校給食会連合会/地方公共団体	地方公共団体による、学校給食調理 業者に対する、令和2年4月からの 学校給食再開に向けた新型コロナ ウイルス感染症も踏まえた衛生管 理の徹底・改善を図るための職員研 修や設備等の購入の支援に必要な 経費であり、1事業者あたり、下記 の項目ごとの金額の合計。 【職員研修に必要な経費】 研修参加料やテキスト代とし、従業 員3人以下(代表者を含め4人以	・補助対象経費の3分の2の額とする。 ・算出された総額(事業者単位)に 千円未満の端数が生じた場合に は、これを切り捨てるものとす る。

		下)の場合に限り、当該研修を開催	
		する場合に伴う会場借料費や業務	
		代替人件費についても対象とする。	
		従業員規模に応じ、以下を限度額と	
		する。	
		, つ。 従業員3人以下(代表者を含め4	
		人以下)の場合	
		研修期間は3日	
		研修参加者は4人までとし、1	
		日あたり1人18千円	
		総額は22万円	
		従業員4人以上(代表者を含め5	
		人以上)の場合	
		研修期間は1日	
		研修参加者は1人までとし、1	
		日あたり5千円 総額は5千円	
		松似は3 □	
		【設備等の購入に必要な経費】	
		自動手洗消毒器などの衛生管理に	
		必要な設備の購入や更新に係る経	
		費(運搬費、設置・据え付け費を含	
		む。)。限度額は以下のとおりとす	
		る。	
		設備費:45万円	
		<消耗品費>	
		エプロン、帽子(落髪防止用)、手	
		袋、マスク、長靴(防滑性)、アル	
		コール溶液、デジタル温度計(食品	
		用防水センサー)、室内用温度計、	
		ステップオンコンテナ、キャベジカ	
		ンドーリーなどの衛生関係消耗品	
		の購入。限度額は以下のとおりとす	
		る。 ****	
		消耗品費:30万円	
事務費	全国学校給食会連	 全国学校給食会連合会が当該補助	・定額補助とする。
予 勿貝	全国子权和及云连 合会	事業の適正なる執行をはかるため	
	ЦД	に必要な事務に要する経費(人件	・算出された総額に千円未満の端数
		費、旅費、借損料、雜役務費、消耗	が生じた場合には、これを切り捨
		品費、通信運搬費。)。	てるものとする。

(注)補助事業②衛生管理改善事業の実施にあたっては、研修計画の提出及び研修実施報告書の提出を補助時要件とする。(様式等については別途指示。)

文 書 番 号 令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金交付申請書

令和2年度学校臨時休業対策費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により下記のとおり交付されるよう、関係資料 を添えて申請します。

記

1 算出内訳 (単位:円)

事業名	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付申請計画額 (希望額)
学校給食費返還等事業			
衛生管理改善事業			
事務費			
合 計	0	0	0

(添付書類)

- 事業計画書(別紙1)事業経費(別紙1C)

全国学校給食会連合会会長 殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和2年度学校臨時休業対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和2年度学校臨時休業対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額は以下のとおりとする。

補助金交付決定額 <u>金 円</u>

- 2 補助金の交付対象事業は、 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 3 交付の条件は令和2年度学校臨時休業対策費補助金交付要綱によるものとする。
- 4 この交付決定に対して不服のある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。
- 5 交付対象事業に要する経費(総事業経費)、交付対象経費及び補助金の額は別に示す内訳のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	補助金の額

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和2年度学校臨時休業対策費補助金について、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付対象事業の内容を変更したいので承認されたく申請します。

記

1 交付決定額 円

2 変更後の額 円

3 変更増減額 円

4 変更の事由

5 添付資料 交付決定通知書の写しを添付すること。

6 変更後の額の内訳 (単位:円)

事業名	要する	象事業に る経費 業経費)	交付対	象経費	補助金	金の額
	当 初	変更後	当初	変更後	当初	変更後
学校給食費返還等事業						
衛生管理改善事業						
事務費						
合 計						

(注)補助金の額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

全国学校給食会連合会会長殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和2年度学校臨時休業対策費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で事業の内容の変更申請のあった令和2年度学校臨時休業対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することに決定したので同法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった事業とする。
- 2 交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。 ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経 費、交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとす る。

(単位:円)

交付対象事業に要 (総事業経		交付対	象経費	衤	浦助金の額	
当初	変更後	当初	変更後	当初	変更後	増△減

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業の申請取下げ報告書

令和2年度学校臨時休業対策費補助金について、間接補助事業者等より下記のとおり申請の取下げがありましたので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第5項の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業実施団体名
- 2 間接補助事業名
- 3 取下げの理由
- 4 取下げ額の処理

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業の交付決定取消報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和2年度学校臨時休業対策費補助金について、間接補助事業者等に対する交付決定を下記のとおり取り消したので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第6項の規定に基づき報告します。

記

1 取消の内容

Ī	事業実施 団体名	間接補助 事業名	取消年月日	交付決定額	取消額	支払年月日	支払済額	要返還額	備考
				円	円		円	円	

- 2 取消の理由
- 3 取消額の処理

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業の補助金返還報告書

令和2年度学校臨時休業対策費補助金について、間接補助事業者等より下記のとおり返還されましたので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第6項の規定に基づき報告します。

記

1 仮還の内容

Ι_		门谷						
Ī	事業実施	間接補助	返還年月日		返 還 額		計	備考
	団体名	事業名	区 逐 十 月 日	元本	加算金	延滞金	П	1佣/与
				円	円	円	円	

- (注) 加算金、延滞金のある場合は、備考欄に積算内訳を記入する
- 2 返還の理由
- 3 返還額の処理

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和2年度学校臨時休業対策費補助金について、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第10条の規定により、下記の理由により交付対象事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 事業中止 (廃止) の理由
- 3 添付書類 交付決定通知書の写しを添付すること。

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

文部科学大臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 2 年度学校臨時休業対策費補助金については、下記の理由により補助事業の遂行が困難となりましたので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき報告します。

記

理由:

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金状況報告書

令和2年度学校臨時休業対策費補助金に係る事業の遂行状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第12条の規定により別紙のとおり状況報告書を提出します。

記

事業名	事業実施状況	事業者支出状況
令和2年度学校臨時休業対策費補助金	着手 令和 年 月 日	総事業費(A) 円
	終了(予定)	現在までの支出額(B) 円
	現在までの進捗率 %	支出率(B/A*100) %

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金状況報告書

令和2年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業者等の事業の遂行状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第12条の規定により別紙のとおり状況報告書を提出します。

記

事業実施団体及び間接補助事業名	事業実施状況	事業者支出状況
	着手	総事業費(A)
	令和 年 月 日	円
	終了(予定)	現在までの支出額(B)
	令和 年 月 日	円
	現在までの進捗率	支出率(B/A*100)
	%	%

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

令和2年度学校臨時休業対策費補助金に係る実績報告書の提出について

令和2年度学校臨時休業対策費補助金について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定に基づき、別紙のとおり実績報告書を提出します。

令和2年度学校臨時休業対策費補助金事業実績報告書(内訳)

1 補助金の実績

(単位:円)

交付決定額	補助金充当額	不用額

2 事業ごとの内訳

(単位:円)

事業名	交付対象事 経費(総事	業に要した 野業経費)	交付対	象経費	補助金の額			
* * 4	当 初	実績	当 初	実績	当 初	実績		
令和2年度 学校臨時休業対策費補助金								
計								

[※] 補助事業の実績等は、様式別紙2のとおり

様式11(別紙2)

補助事業の実績
按叫声类⟩▼
補助事業に係る具体的な成果

注1 【様式1_別紙1】事業計画書と対応させ、可能な限り、定性的な変化だけでなく、定量的かつ具体的な数値を明記すること。 注2 行は適宜追加して記入すること。

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

全国学校給食会連合会会長殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和2年度学校臨時休業対策費補助金額の確定通知書

令和2年度学校臨時休業対策費補助金の交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり確定し たので通知します。

記

確定額金

千円

令和 年 月 日

請 求 書

官署支出官 文部科学省大臣官房会計課長 殿

> 全国学校給食会連合会 代表者役職氏名(記名押印又は署名)

下記のとおり、請求します。

記

事業名	令和2年度学校臨時休業対策費補助金
交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

令和2年度学校臨時休業対策費補助金調書

文部科学省所管

全国学校給食会連合会 (単位・千円)

〒			1				培田事業	<u> </u>		(毕业:丁	1 1/
国	1		補助事業者						4		
		補		歳	入			歳	出		備老
歳出予算科目	交付決定の額	助 率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	IM 75
(項)初等中等教育振興費											
(目)学校給食臨時休業対策費補助金											

記載要領

- 「科目」は、款、項、目、節に区分して記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあたっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、追加更正 流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、当該交付金に係る確定額その他参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 4 千円単位で記載すること。

令和2年度学校臨時休業対策費補助金事業計画(内訳)

1. 内訳 (単位:千円)

事 業 名	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	補助金 希望額	備	· / /// 考
学校臨時休業対策費補助金					
学校給食費返還等事業					
衛生管理改善事業					
事務費					
計					

⁽注)補助金希望額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

2. 事業内容 (予定) について

	事	業	内	容
学校給食費返還等事業				(人)
衛生管理改善事業			((箇所)
事務費				(箇所)

学校臨時休業対策費補助金に関するQ&A

(令和2年7月14日時点)

※本 Q&A は、今後、順次更新を行います。

共通事項

- 問1 令和2年4月以降も休校することになった場合は、本補助金の対象となるか。
- 〇 本補助金は、令和2年3月2日から春季休業の開始日の前日までの間における一斉臨時休業期間が対象であり、4月以降の臨時休業期間に係る経費は対象外です。
- 問2 国の予算が令和元年度から令和2年度へ繰越されたが、地方公共団体として元年度 予算で実施した事業についても補助対象となるか。また、令和2年度予算で実施した場 合も補助対象となるか。
- 〇 令和元年度予算、令和2年度予算で実施した事業共に補助対象となります。
- 問3 地方公共団体として令和元年度に発生した事項について、令和2年度予算で支出する場合、特に必要な対応があるのか。
- 各地方公共団体の財政担当課と相談いただき、会計規則に則ってご対応ください。
- 問4 学校設置者と事業者の間で契約書を作成していない場合も、本事業の補助対象となり得るか。
- O FAX や口頭による注文等 (契約書を作成していない場合) であっても、実態として契約関係にあることが客観的にわかることが必要となります。
- 問5 交付申請書や実績報告書を提出する際には、どのような書類を添付することになるのか。
- 交付申請時には、当該補助事業が予算措置されていることが分かる書類(後日補正予算計上する場合はその旨を記載した確約書等)を添付していただくことを想定しています。また、実績報告書提出時には、支出証明等、学校設置者及び地方公共団体として対象経費を支出したことが分かる書類を想定しています。
- 問6 本Q&Aを参照しても判断が難しい具体的な案件がある場合、学校設置者等が対象 等を判断して良いか。
- 〇 具体的にどのような場合が支払対象になるか、判断に悩む案件については、各都道府 県給食会または全国学校給食会連合会(補助金専用電話03-3401-7311) へお問い合わせ ください。

学校給食費返還等事業(補助事業①)

【学校給食費の返還】

- 問7 特別支援教育就学奨励費(学校給食費も含め受給している者)や教育扶助、就学援助の受給者は、今回の学校給食費返還等事業の対象となるのか。
- O 特別支援教育就学奨励費(学校給食費を含む)や教育扶助、就学援助として実施されていることから、当該制度を活用してください。なお、特別支援教育就学奨励費の対象者のうち、学校給食費について保護者負担が生じる部分については、学校給食費返還等本事業の対象となります。また、教育扶助、就学援助を対象者へ直接支給し、改めて学校給食費として徴収している場合は、保護者への返還が必要になることから留意が必要です。

【補助の流れ】

- 問8 申請は各学校設置者で行うのか。都道府県が取りまとめる必要があるか。
- 各学校設置者が各都道府県給食会を通じて全国学校給食連合会へ申請します。
- 問9 都道府県が市町村分費用の予算取りをする必要があるのか。
- 市町村を間接補助事業者、負担割合を4分の1としているため、都道府県の負担は想 定していません。ただし、別途、都道府県が単独事業として市町村を支援することを妨 げるものではありません。

【補助金額】

- 問10 学校設置者が負担する4分の1について、国の支援はあるのか。
- 〇 公立学校については、地方公共団体が、令和2年度予算として計上する場合は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において地方負担分の10割が、令和元年度予算に計上している場合は、地方負担分のうち8割が特別交付税においてそれぞれ措置されます。私立学校については、学校設置者負担となります。

【補助対象経費】

【追記】問11 補助対象経費の考え方について。

○ 対象経費の考え方としては、他の設問において基本的な考え方を示しておりますが、 最終的には各学校設置者と食材納入業者の双方において協議が整った違約金等の金額が 補助対象となります。各学校設置者が食材納入事業者に対して、本件一斉臨時休業に伴 う学校給食の中止を原因として、契約又は協議等により負担する、食材に係る経費であ る限り、それが食材の代金支払、処分費用の支払、債務者の帰責事由を前提とする債務 不履行による損害賠償又は同帰責事由を前提としない契約若しくは協議による支払など のいずれであるかを問わず、対象に含まれます。また、損害賠償の額については、違約 金の合意がない場合であっても契約又は協議によるものである限り、対象に含まれま す。さらに、支払いの名目についても補償金や支援金、補助金などでも可能ですが、例 えば補助金の場合には、当該補助金が補助金交付要綱において学校臨時休業対策費補助金を踏まえたものであることが明確であることが必要となります。

- 問12 休業補償に本補助金を活用することができるのか。できる場合は補助要綱上のどの 経費に該当するのか。休業補償に活用できない場合は、4月20日付通知はどのような経 費に補助金を活用すべきか。
- 本補助金は休業補償ではありません。一方で、保護者の負担となる学校給食費は、学校給食法上は食材費相当と解されていることから、本来、保護者が負担する食材に係る経費を補助することで、結果的に学校給食事業者への補助となる側面を有しています。 4月20日付通知については、一部の学校設置者において、未だ事業者との協議に応じていただけない事例があることから、少なくとも契約等を行っている全ての学校給食関係事業者と連絡協議をいただきたい旨依頼したものです。

問13 補助の対象となる、学校給食休止期間はいつからいつまでか。

- 原則として、政府の一斉臨時休業の要請を受けた3月2日から春休みまでの臨時休業期間中です。但し、政府の一斉臨時休業要請に先んじて、感染防止のために地域一斉の臨時休業措置をとっていた学校設置者については、当該措置を開始した日から対象とすることを可能とします。なお、一斉臨時休業開始前に、感染者が発生したことによる学校臨時休業の措置を実施した場合はこれに該当しません。
- 問14 3月2日から春休みまでの間で、学校を再開するなどしたが、授業を午前までに短縮するとともに学校給食は休止とした場合は、本事業の対象となるか。
- O 政府による一斉臨時休業の要請を受け、感染予防の観点から学校給食を休止した場合でも、かかる期間については対象とします。
- 問15 学校給食費を全部又は一部を無償化している場合は対象となるか。
- 〇 対象となります。
- 問 16 学校に寄宿舎がある場合、朝食と夕食分の食材についても対象となるか。
- 本補助金は、臨時休業期間の学校給食(学校給食法第3条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第2条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第2条で定める学校給食をいう)の休止への対応であり、対象となりません。
- 問 17 学校給食費を私会計で扱っており、学校設置者ではなく、学校や学校給食調理場 が業者と契約して食材を購入している場合の違約金等は対象となるか。
- 契約に従って支払った事実と金額が確認できる資料等が揃っていれば、対象となります。ただし、本事業は、国が学校設置者に対し、学校一斉休業に伴う学校給食費に相当 する費用を支援するものであり、学校設置者以外の者が補助金交付申請を行うことがで

きないため、学校設置者が学校設置者以外の者が有する保護者に返還等すべき債務を保持することが必要となります。

- 問 18 学校または学校設置者が、締結している契約書に記載のある変更期限内にキャンセルの通知をした場合、キャンセル料若しくは違約金等は生じないのではないか。
- 既存のキャンセル条項が新型コロナウイルス感染症により学校が長期臨時休業をせざるを得ない状況を想定したうえで締結されているものとは限りませんので、双方若しくは片方が上記について想定していなかった場合に、契約書に規定のないキャンセル料若しくは違約金等について、協議により支払うこととした場合も補助対象となります。

例えば、年度当初に予定数量を学校給食関係事業者へ提示し、学校給食関係事業者は需要に対する供給体制を整える必要があり、3月分においても供給体制を維持するための費用が発生している場合に、一定のキャンセル料若しくは違約金等を支払うなども考えられます。

- 問19 学校給食費を私会計で扱っており、学校設置者と業者の間に契約関係がない場合は どのような手続が必要となるか。
- 本事業は、国が学校設置者に対し、学校一斉休業に伴う学校給食費に相当する費用を 支援するものであり、学校設置者以外の者が補助金交付申請を行うことができないた め、学校設置者が学校設置者以外の者が有する保護者に返還等すべき債務を保持するこ とが必要となります。よって、業者と契約している学校や学校給食調理場等の代わりに 学校設置者が予算を立て、申請することになります。
- 問 20 「違約金等」について、事業者との契約書にキャンセル料に係る規定がない場合でも対象になるのか。
- 現行の契約にキャンセル料に係る規定がない場合でも、臨時休業期間に係るものであることなど客観的に分かるよう、業者と学校設置者との間で調整の上、変更契約等を行い、違約金等を学校設置者が支払った場合は対象となります。
- 問 21 「違約金等」について、既存の規定を持っていない場合などは、金額設定をどのように考えればよいか。どこまで認められるのか。
- 〇 各学校設置者と事業者との間で協議の上、変更契約等にて合意いただければと思います。その際、臨時休業期間に係る合理的な金額となるよう留意願います。
- 問22 「違約金」とは、民法420条3項に定められている違約金のことか。
- 本補助金の対象となる「違約金等」には、民法420条第3項に定められた損害賠償額の予定の趣旨の違約金だけでなく、その他の趣旨の違約金(違約罰等)も含まれます。

- 問 23 「違約金」が民法 420 条 3 項の違約金である場合、「違約金は、賠償額の予定と推定する」と民法に規定されているが、これによると、既存の契約書上に「賠償額の予定」が記載されているものが対象経費として計上できると考えてよいか。また、賠償額の予定以外を経費として想定している場合はどのような経費か。
- 既存の契約書上に違約金の合意がない場合であっても、事業者と学校設置者との間で協議の上で金銭を学校設置者が支払った場合は、対象となり得ます。
- 問 24 違約金が賠償金の予定である場合は、補助対象経費は損害賠償の額を対象経費として想定されると考えられるのか。また、民法 420 条では損害賠償は債務の不履行について額を予定することができると定められており、補助対象経費として記載のある違約金は、学校設置者等に契約上の不履行があった場合の経費と考えてよいのか。あるいは、学校設置者等に契約上の不履行がない場合は、対象経費として算定できないのか。不履行がない場合に何らかの経費を対象経費として算定できると想定している場合は、どのような経費か。
- 〇 <u>問 20</u> に記載している通り、現行の契約上、違約金についての規定がない場合であっても、事業者と学校設置者との間で協議の上で金銭を学校設置者が支払った場合は、補助対象となります。また、学校設置者に債務不履行がない場合であっても、補助対象となり得ます。
- 問25 協議の対象となる、食材に係る経費の範囲について。
- 〇 3月分(臨時休業期間中)として発注された食材に係る経費が協議の対象となります。
 - 問26 3月分に使用する食材は、2月中に発注するものもあるが、2月に発注したものであっても、3月に使用予定のものであれば本補助金の対象となるか。
- 〇 対象となります。
 - 問27 3月中に使用する予定であった食材の支払い期限は3月から4月中であることが多いが、各学校設置者が交付申請をする前に学校等が食材業者に支出した経費であっても対象経費として認められるか
- 〇 対象となります。
 - 問28 食材業者に対する支払い期日が3月や4月中となっている場合で、保護者への返金が必要なことから、交付申請前に学校設置者が、食材業者への支払相当額を学校給食費口座(いわゆる私費会計口座)に支出している場合であっても対象経費として認められるか。

- 〇 対象となります。
- 問 29 事業者への支払方法(科目)について、「違約金」でなければならないのか。補助金やその他の方法による支払いは認められないのか。
- 事業者への支払方法(科目)について、必ずしも「違約金」でなければならないということはありません。「補償金」や「支援金」、「補助金」なども可能です。ただし、例えば補助金として支出する場合、当該補助金の補助要綱は学校臨時休業対策費補助金を踏まえたものであることが明確である必要があります。
- 問30 通常、教職員の喫食分も含んで食材を調達しているが、食材に係る経費や食材に 係る違約金等について本補助金を申請する際、教職員分を割り戻して差し引く必要があ るか。
- 本事業の対象となるのは学校給食費を保護者に対して返還等するための経費であり、 原則として対象外となりますが、業者と学校設置者との間で協議の上、変更契約等において合意し、違約金等を学校設置者が支払った場合は対象となります。
- 問31 農林水産省所管の「学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業補助金」 を受給する業者に支払う「違約金等」も対象として認められるか。
- 各補助金の対象となる経費は異なり、また、他の補助金で得た額については本補助金 からは除外することとなるため、学校設置者と事業者との個々の契約や協議結果に従 い、適切に申請してください。
- 問32 原材料以外の経費についても対象として認められるのか。
- 食材費の中には、事業者における原材料等の仕入れ費用のほか、人件費、運搬費、包装費、設備の減価償却費等も含まれていると考えられ、それら経費についても事業者に おいて支出が発生していれば対象となります。
- 問33 米飯やパン等を加工する業者に支払う違約金等についても補助対象となるか。
- 〇 学校設置者とパンなどを加工する業者における委託契約についても、食材費相当部分として本事業の対象となります。
- 問34 食材の加工の委託契約や購入を年間契約等している場合も対象となるのか。
- 〇 年間契約等している場合も対象となりますが、その対象は一斉臨時休業期間に係るキャンセルによって発生する違約金等に限ります。
- 問35 対象となるのは食材のキャンセルに係る違約金等のみか。加工食品を製造、運搬の 上、納入する業務に係る違約金等は対象となるのか。

- 学校設置者との個々の契約の内容により、食材にかかる経費に対する違約金を支払う場合、本事業の対象としています。
- 問36 キャンセルに係る違約金等の対象となる食材は、既に納入したものでなければいけないのか(納入前の食材は対象にならないのか)。
- 事業によって納入の有無は問いませんが、個々の契約に従って取り扱うことになります。但し、転売等の状況については確認が必要です。
- 問37 補助対象経費として、「学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費」とあるが、この費用は、給食休止に伴い、事前に食材業者が準備していた食材を学校が引き取ったものであり、学校に食材が実物として届いているものであると考えられるが、学校に食材が実物として届いていないもので、本項目に該当すると想定されるものがあるのか。
- 〇 基本的に、学校が購入した食材であれば、学校に食材が実物として届いているものと想定しますが、例えば、すぐに処分が必要になることから、学校からの依頼により納入はせず、事業者がそのまま処分した場合には、学校に食材が実物として届いていないものの、食材納入業者の債務の内容が変更された、債務が免除された(民法519条)、学校設置者の帰責事由により履行不能となった(民法536条2項)などとして、学校設置者が購入代金等の支払義務を負うケースも考えられます。
- 問 38 学校設置者が既に買い入れた食材のうち、保存可能なため、4 月以降に活用予定の 食材は、補助の対象となるか。
- 〇 対象外です。
- 問 39 学校設置者から、「臨時休業にあたり一旦キャンセルするが、食材をそのまま保管頂き、4月のメニューで利用したい」と打診を受けているが、この場合、3月分のキャンセルに係る違約金(4月までの食材の保管料相当額等)は、補助の対象となるか。
- 〇 業者と学校設置者との契約に従った上で、違約金を学校設置者が支払う場合は対象となります。
- 問 40 これまでの取引慣行により、学校設置者からの発注前に事業者が調達した食材は補助の対象となるか。
- 学校設置者から発注されていない場合、キャンセルや違約金等が発生しないため、補助対象外となります。
- 問41 学校設置者が、市内の公立小学校給食で提供する予定だった食材のうち、保存ができない食材を市内の公立幼稚園の昼食に転用した場合、補助の対象外か。
- 〇 対象外です。

- 問42 寄付にあたって要した費用については、処分に要した費用と見なされるか。また、 証明書等、申請にあたり何が必要になるのか。
- 〇 見なされます。申請にあたっては、寄付を行った事実と寄付に要した費用がわかる資料が必要と考えています。
- 問43 違約金等の支払後、当該食材について、学校設置者と事業者との間の協議等で自由 に取り扱って良いか。
- 違約金等の協議にあたり、当該食材をどのように取り扱うか(保存が効かず処分するより方法がない、保管料は追加でかかるものの随時他用途に転売予定など)はその前提となる事項であり、不適当です。
- 問 44 4 月以降の在学生には、5 月分の給食費は 3 月の納入分を相殺した額を徴収予定であり、3 月に卒業する者には、4 月以降に振り込みで返納を予定している。その旨を保護者に周知し、承諾を取る際の郵送料や振り込み手数料も対象となるか。
- 〇 対象となります。
- 問45 既に学校給食費を保護者に返還しており、その際、返還手数料は保護者負担としていたが、本事業の補助対象経費となることを受け、当該手数料も保護者に返還したいと考えている。但し、「返還する手数料」より、そのために要する経費のほうが高くなるところ、問題ないか。
- 対象となりますが、返還にかかる事務的負担や費用等も含め総合的に勘案し、適切に 判断いただければと考えています。
- 問46 当初、臨時休業を2週間とし、先に2週間分の学校給食費を保護者に返還していたが、後に臨時休業を延期して追加で1週間分の学校給食費を返還することになった場合、2回目の振込手数料も対象となるか。
- 〇 政府の一斉臨時休業の要請を受けた3月2日から春休みまでの臨時休業期間中であれば、2回目の振込手数料も対象として差し支えありません。
- 問 47 年度末に向けた清算のために、保護者へ教材費等の返還を行う予定であり、今回の 学校給食費返還分も併せて振り込む場合、当該振込手数料も対象となるか。
- O 保護者へ教材費等を返還するための手数料は既に予定されていた経費であり、今回の 臨時休業に伴って新たに発生した経費ではないため、対象外です。
- 問 48 「その他返金等に要する経費(保護者に返金する際の銀行振込手数料等)」に、学校設置者等が事業者へ違約金等を支払う際の振込手数料は含まれるか。

○ 学校設置者等が事業者へ違約金等を支払う際の振込手数料は補助対象外です。

衛生管理改善事業(補助事業②)

【補助の流れ】

- 問 49 県学校給食会への申請は各学校設置者で行うのか。都道府県がとりまとめるのか。
- 〇 都道府県・市町村が、業者に補助を行う場合、全国学校給食会連合会(各都道府県学 校給食会)が都道府県・市町村に補助を行います。

【スケジュール】

- 問50 令和2年度(4月以降)に実施した設備更新や職員研修についても補助対象となるか。
- 〇 令和元年度、令和2年度(4月以降)に実施した設備更新や職員研修共に補助対象となります。ただし、対象となるのは、あくまでも令和元年度の臨時休業により影響を受けた事業者です。

【補助金額】

- 問51 地方公共団体が負担する3分の1について、国の支援はあるのか。
- 〇 地方公共団体が、令和2年度予算として計上する場合は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において地方負担分の10割が、令和元年度予算に計上している場合は、地方負担分のうち8割が特別交付税においてそれぞれ措置されます。

【補助対象経費】

- 問52 業者が加工した食品を学校設置者が直接購入(契約)し、給食に提供している場合、この加工・納入業者は「学校給食調理業者」に含まれるか。
- 〇 令和元年度の契約により、学校設置者が加工済み食品を直接購入・納入している場合 で、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った事業者であれば 「学校給食調理業者」に含まれます。
- 問53 学校給食調理業者に調理や加工を行わない食品事業者は含まれるのか。
- 調理や加工を行わない事業者は、含まれません。
- 問54 学校設置者と直接契約している事業者が、食材の加工等を加工業者に再委託している場合は、この再委託先の加工業者は本事業の対象となるのか。
- 学校設置者と直接契約をしている学校給食調理業者を想定しているところですが、学校設置者との個々の契約の内容により、再委託先の事業者を含め、直接契約していると同義と判断可能な場合は、本事業の対象となります。

- 問55 給食調理業者とは単価契約しており、実際に当該月に学校給食として提供された分だけ月末で支払っている。よって、契約変更はしていないが、業者に負担が出ている。 そのような業者は対象となるか。
- 今回の臨時休業に伴い、業者側に影響が生じたことを客観的に確認できる場合は、本 事業の対象となります。
- 問56 特に契約変更をしていない業者に対し、学校設置者が自主的に衛生管理の改善のために設備更新等を支援した場合も対象となるか。
- 〇 今回の臨時休業に伴って影響を受けている業者と判断できる場合は、本事業の対象となります。
- 【追加】問57 衛生管理改善のために新たに衛生管理設備を整備する場合は対象となるのか。またどのような設備が対象となるのか。
- 既に整備済みの設備を更新する場合のほか、令和2年3月以降に新たに設備を購入する場合や増設する場合についても対象となります。対象となる設備は、自動手洗い消毒器、調理器具滅菌庫、冷蔵庫、冷凍庫、空調設備等が想定されます。
- 問58 事業者ではなく、地方公共団体が購入した消耗品を事業者に配っても良いか。
- 原則として、事業者が消耗品を購入したり設備を更新したりすることを想定しており 本事業の対象外です。
- 問59 業者主催ではなく、他者主催の研修に参加するための費用も補助対象となるか。その際、旅費も認められるか。
- 補助の対象となる研修の実施形態や対象項目に制限はありません。ただし、実施日数 や対象人員数、総額に限度額があります。
- 問60 一の事業者が、複数の地方公共団体から本事業による支援を受けることは可能か。
- 同一県内において複数の設置者と契約をしている場合は県でお取りまとめいただくか、関係市町村で協議して決めていただくことが考えられます。また、複数都道府県にまたがる場合は、事業者法人本部所在地において支援を受けていただくことになります。地方公共団体においては他の地方公共団体と重複がないかを確認していただきます。